

藤間家住宅主屋の現況・耐震診断結果報告

1 現況調査

- (1) 期間 令和6年6月から
- (2) 内容 主屋の破損調査や、敷地の地質調査を実施しました。なお、調査においては水沼淑子名誉教授（関東学院大学）と小沢朝江教授（東海大学）に御協力いただきました。
- (3) 結果 ア 破損調査
- 主屋の床下、室内、外観、屋根裏及び屋根の目視調査を実施し、
- ・床 下：基礎（木材）の破損、湿気
 - ・室 内：内壁のひび割れ、剥離、天井の穴、雨漏り
 - ・外 観：外壁の剥離、錆び
 - ・屋根裏：支持材の汚損
 - ・屋 根：屋根板（鉄板）の錆び、雨漏り
- 以上のような要修理部位を確認しました。
- イ 地質調査
- サウンディング調査、ボーリング調査及び常時微動調査を実施し、地耐力、揺れやすさ及び液状化を調査しました。
- 液状化の危険度はかなり低いことが分かりました。

2 耐震診断

- (1) 現況図面作成
- ア 期間 令和6年7月から
- イ 内容 現地調査の結果を踏まえ、主屋の建築図、構造図、破損状況図等を作成しました。これらの図面は耐震診断の他、主屋の耐震補強の設計や工事に利用します。
- (2) 診断
- ア 期間 令和6年8月～12月
- イ 内容 現況図面をもとに、主屋の耐震診断を実施しました。具体的には、文化庁が示す文化財の耐震診断方法をもとに、地震時の挙動を実情に近い形で検証する診断と、外部からの力が加わる際に建物がどこまで耐えられるか変形量の限界をチェックする診断を行いました。
- ウ 結果 変形量は層間変形角^{そうけんへんけいかく}の大きさを判断します。
- 大地震時に倒壊しない安全確保水準1／30に対し、主屋は1／13から1／27となり、耐震補強が必要であると判断しました。

(3) 第三者評定取得

ア 期間 令和7年1月

イ 内容 文化庁が示す「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づき、耐震診断の結果を第三者機関である一般社団法人日本建築構造技術者協会に提出し、専門技術者による耐震診断の妥当性の精査を受けました。

ウ 結果 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、今回の耐震診断が「妥当である」と判定され、第三者評定を取得しました。